

アウグスティヌスの戦争論⁽¹⁾

フランシスコ・ペレス

戦争はアウグスティヌスにとって、見過すことのできなかつた問題であり、この問題についてかれが書き残したことは、後世の思想家たちに長い間にわたり強い影響を及ぼした。十二世紀前半にグラティアヌス⁽²⁾は、後に *Decretum Gratiani* と呼ばれるようになった *Concordia discordantium canonum* の中に戦争に関する一つの「カウサ」（法律案件）を設け、この問題をめぐって以前になされたさまざまな発言を調和よく整理しようと努めたが、その際かれは、明らかに、アウグスティヌスの諸発言を重視しており、多くの点に関してかれの挙げているアウグスティヌスの言葉は、トマスや後期スコラの正戦論に決定的な影響を及ぼした。⁽³⁾ こうした正戦論は、最近また、特に核兵器や核戦争についての倫理的な問題として論じられることがよくあり、依然としてその妥当性を主張する人々もあれば、それを否定する人々もある。また、正戦論の妥当性を一般的に認める人々にしても必ずしも、核兵器の問題に関してみな同じように考えているというわけではない。言うまでもなく、それは、十分に吟味されるべき極めて重大な問題であるが、本稿でのわれわれの課題は、戦争についてのアウグスティヌスの見解を見届けることにあり、そのためここでは必要なことだけに検討を限定せざるをえない。

もちろん、アウグスティヌスはキリスト者としてこの問題を論じてお

り、かれの諸発言の背後には必ずキリスト教の考えがある。従って、かれ自身の考えを調べる前に、まず、戦争の問題について新約聖書に何が述べられているかを見ておく必要がある。結論を先に言えば、新約聖書ではこの問題は直接には論じられておらず、それゆえ戦争の正当性についてははっきりした結論を新約聖書から直接に導き出すことは不可能であることになる。

われわれは新約聖書の中に、平和を愛する精神や柔和さと辛抱を積極的に勧める精神を確認でき、とりわけ神の国を建設するために武器をもってローマ人と戦うという考え方はその中でははっきりと退けられている⁽⁴⁾。しかし、格別に大きな悪を避けるためやその悪を取り除くための手段として、例外的に戦争に訴えることが許されるかどうかについては、明白な答は新約聖書には見出されない。政治的権力をもたず、またそれを獲得しようとも思っていなかった初代教会の信者たちにとっては、明らかにそれは自分たちの考えをはっきりさせておかなければならないような問題ではなかった。かれらにとってはむしろ、迫害されたときの心構えのほうが現実的問題であり、その場合のためにはイエスの示した模範があった。イエスに倣いかれらは、力をもって悪と戦おうとはしなかったし、善のために殺されることこそ、かえって、悪に対する優れた勝利であると堅く信じていた。かれらの考えでは、キリスト者たちが召されているのは、力で迫害者と戦うことによって悪に打ち勝つためではなく、必要とあれば信仰のために自らの命を捧げるためであり、しかも、迫害者を憎まないばかりか、かれらのために祈りながら自らの命を捧げるためである⁽⁵⁾。

以上のことは、明らかに新約聖書から学べることであるが、兵役に就くということについてはどうであろうか。福音書によれば、兵士たちの中には洗礼者ヨハネスの説教を聞いて回心した者が少なくなく、ヨハネスはかれらに、兵役をやめるようにとは言わず、ただ、自分たちの給金で満足して、兵士たちの犯しがちな悪事を働かないように要求しただけである。イ⁽⁶⁾

エスもまた、収税吏や遊女に対するのと同じように、兵士と公に話すのを避けなかったし、多くのユダヤ人よりも深い信仰をもっていた者として一人の百人隊長を人々の前で褒めている。さらに、初代教会に関する記録には、入隊する信者についてのものは見当たらないが、兵士のままで信者になる者についての記述が見出される。特に顕著なのは、ルカが『使徒行伝』の第十章に述べている百人隊長コルネリウスの場合である。次の第十一章のはじめには、ペトロがコルネリウスたちと食事を共にしかれらに洗礼を授けたことを弁解しなければならなかったと述べられているが、そこで問題になった点は、コルネリウスが兵士であったからではなく、異邦人だったからである。そして、ペトロの説明を聞いて、集まっていた信者たちはかれのやったことに同意を示した。⁽⁸⁾

もっと古い時代の教父たちの発言の中には、兵役を批判して平和主義的な考え方を表明するものがある。それは確かである。しかしそれがすべてのキリスト者の一般的な考え方であるとは言い切れないし、兵役を拒否するための理由は必ずしも、戦争が許されないからではない。皇帝の神格化により偶像礼拝が強制されることがあるからという別の理由も挙げられている。実際、異教徒の皇帝たちの時代にはキリスト者の兵士の数は多かったようである。ともかく、コンスタンティヌス帝以前にはキリスト者の間に、戦争についての定まった考え方があったとは言えない。

やがてコンスタンティヌス一世が信者となり、キリスト教は公認された宗教となる(312年)が、それで事情は一変してくる。それ以来、キリスト教徒の君主が国民を守るためにどうしなければならないかが、もはや避けて通ることのできない問題となった。そしてそれは、キリスト者にとって、具体的なかたちで具体的な状況において出てくる問題であった。ローマ法に支配され特定の伝統的文化をもつ世界の中でこの新しい問題に直面したかれらは、当然なこととして、自分たちの生活している世界の法律や慣習と、異教徒の思想家たち、とりわけキケロがこの問題について書き残

したことと、旧約聖書の中で参考になるようなこととを考慮しなければならなかった。まさにそのような考慮のもとにアウグスティヌスは戦争について論じているが、かれの考えを検討し始める前に、まずキケロとアンブロシウスの見解について触れておきたい。

キケロは特に、晩年息子のために記した *De officiis* ⁽⁹⁾ の中で戦争について論じている。一般的にはかれは戦争を好まず、好戦的な人々や好戦的の愛国主義を厳しく戒めて、論争こそ人間に相応しい争い方であり、力で争うのは獣のすることである、⁽¹⁰⁾ と言っている。そして、ローマ人同士の戦争について、アッティクスへの手紙の中で、「平和は、たとえそれが不正なものであっても、同市民に対するもっとも正しい戦争よりは有益である」⁽¹¹⁾ と断言している。この文章は、「同市民に対する」という原文の最後の言葉 (*cum civibus*) ⁽¹²⁾ を除いて引用されることがあるが、そうすると、キケロが内乱について言ったことは、戦争一般について言ったかのように聞こえてくる。しかしかれは、戦争を全面的に否定しているわけではなく、敵の全滅を目指すような戦争の可能性さえも認めていた。⁽¹³⁾ もちろんかれは、敵に対してなら何でも許されるとは考えておらず、敵に対しても約束したことは誠実に守らなければならないと明言している。⁽¹⁴⁾ さらにかれは、*De republica* ⁽¹⁵⁾ 中でははっきりと、理由なしに行われる戦争は不正なものであると断言し、正当な理由として、条約を守ることや祖国の安全を図ることを挙げてお⁽¹⁶⁾ り、また、報復するためや撃退するためでなければいかなる戦争も許されない⁽¹⁷⁾ と述べている。しかも、正当な戦争になるためには、かれによれば、宣戦布告がその必須条件であるとされる⁽¹⁸⁾。

次に、アウグスティヌスに洗礼を授けたことで有名なアンブロシウスであるが、かれは、戦争についてよく引用される言葉を残している。有名なのは次の二つのくぐりであり、二つとも「キリスト者によるはじめての倫理的⁽¹⁹⁾ 大著」と呼ばれた *De officiis ministrorum* (『聖職者の務め』) に見出される。一つは、戦争で野蛮人に対して祖国を守るときの勇敢さをたたえ

た言葉であり、もう一つは、不正を及ぼされた仲間を守る義務を強調する言葉である。⁽²⁰⁾この二つのくだりのコンテキストはよく吟味される必要があり、⁽²¹⁾その中でアンブロシウスが触れている別のことにも注意しなくてはならない。

さて、アンブロシウスが戦争をめぐる問題に言及するのは、四枢要徳について論じるときであり、その際かれは、四つの徳の区別を認めながら、特にその関連性を強調している。よく引用される最初のくだりは、ちょうどこの四つの徳相互の関連性を強調するコンテキストの真中に見出されるものであり、具体的にはアンブロシウスはそのとき、勇敢さと正義との関連性を強調している。そして、その際かれが考えている勇敢さは、敵に対して祖国を守って戦うときのそれだけではなく、国内で弱者を守護するためのものでも、また、掠奪者に対して仲間を守るためのものでもある。⁽²²⁾もう一つのくだりは、直接勇敢さの徳について論じているときの言葉であり、不正を及ぼされた仲間を助ける義務を証明するために、アンブロシウスは、引き続いて、『出エジプト記』にモーセについて述べられることを挙げてくる。まとめて言えば、勇敢さの徳についてのかれの考えは次のとおりである。戦争に関しては、旧約時代の偉大な人物たちの勇敢さのほう⁽²³⁾が異教徒の英雄たちのそれに勝るのに対し、キリスト者たちの勇敢さは、それとは違って、この世のものを軽視することと、不正や災難を堪え忍ぶことと、キリストへの信仰のためにはもっとも恐ろしい苦悶さえも退けないこととにある。⁽²⁴⁾またかれは、われわれが戦争に関する勇敢さを徳と見なしうるのは、卑劣な隷属よりは死を選ぶからであると指摘し、殉教者の場合にこそその選択がもっとも崇高な仕方で行われると説明している。⁽²⁴⁾

上述のとおり、アンブロシウスは、敵一般に対してではなく、具体的に野蛮人たちに対して祖国を守る勇敢さについて述べているが、そこには当時のローマ帝国の現状がつよく反映されていると言えよう。野蛮族の攻撃は、すでに、ローマ帝国にとってかなり危険なものとなっていたのであ

る。ただしもっともひどくなったのはかれの没後のことであり、ゴード人たちがローマ市を略奪したのは、アンブロシウスが死んでから十三年後のことであった。⁽²⁵⁾ アウグスティヌスは、遠くからではあったが、この略奪について多くのことを知ることができ、かれの大著『神の国』はこの悲劇との関連で、三年後に書き始められた。しかし、かれにとってそれで戦争の心配が終わったというわけではなく、残りの二十年間の間つねに危険な状態が続き、死の一年前には、ゲイセリクスの率いるバンダル人がヌミディアに侵入し、没時には、ヒッポはすでに二ヶ月前からゲイセリクスによって包囲されて⁽²⁶⁾いた。

アウグスティヌスの活躍した時代はそのような時代であったが、野蛮人たちは、ローマ帝国の敵であると同時に、また、カトリック教会の信者たちをしばしば迫害する異端者でもあった。そこで、国をも教会をも深く愛していたアウグスティヌスは、ごく自然に、かれらの侵略から国と教会を守るための戦いを正当なものに見なすようになったし、ひどい扱いを受けた信者たちに何を言えばよいかを考えざるをえな⁽²⁷⁾かった。その他にまた、異教徒たちの批判にも答える必要があった。というのも、ローマ帝国の破壊を二つの理由でキリスト教に帰因するものと見なす異教徒たちの批判があったからである。その一つの理由は、この悲劇がキリスト教徒が皇帝であるときに起こったからであり、もう一つは、被った不正を赦し、迫害を忍耐強く堪え忍ぶことを教えるキリスト教の精神が、戦意に悪い影響を及ぼすとされたからである。それとは別に、また、もう一つの問題があ⁽²⁸⁾った。すなわち、マニ教徒とりわけファウストゥスは、戦争を命じることもある旧約聖書の神を批判して、それが新約聖書の愛の神とは違うものであると唱えていた。

上述した理由によりアウグスティヌスはしばしば戦争の問題について触れなければならなかったが、その際かれは必ず特定のコンテキストの中で具体的にこの問題のそれぞれの側面を扱っており、戦争に関する自分自身

の考えを体系的にまとめようとするようなことはしていない。したがって、かれの言葉を理解しようとするときには具体的なコンテキストに注意することが重要なこととなる。もっともここではそれぞれの場合について詳細に説明する余裕はなく、かれの著作に散在している主な発言を筆者なりにまとめてみるほかにない。ただ、その前に、これらの発言が見出される文献の性格について簡単に述べておきたい。

われわれの問題に関する一番古い文献は、『自由意志について』であり、もっと正確に言えば、その第一巻である⁽²⁹⁾。それはアウグスティヌスが回心してから二年後にローマで書き始めたものであり、その中で、付带的にはあるが、われわれの問題のために重要なことが言われている。すなわちアウグスティヌスは『自由意志について』の第一巻の中で、犯す悪と被る悪とを区別しておいて⁽³⁰⁾、まず、前者の明白な一例として殺人を挙げ⁽³¹⁾、次に、人を殺しても殺人と見なされない兵士の場合について論じている⁽³²⁾。そして、この間の事情を正しく理解するために必要なものとして、永遠の法とこの世の法との関係について触れている⁽³³⁾。

周知のとおり、アウグスティヌスの書簡はかれの考えとかれの世界を知るために極めて重要な手がかりであるが、その中にはわれわれの問題にとっても重要な数通のものがある⁽³⁴⁾。そのいずれも、当時のローマ帝国の中で主だった人物として戦争に関わりのあった人々に宛てられたものである⁽³⁵⁾。アウグスティヌスの語り方は相手の具体的な状況によって違ってくるが、その中にさまざまな仕方で、われわれの問題に関するかれ自身の考え方が現われてくる。

400年にアウグスティヌスは、ファウストゥスの諸批判に答えるために *Contra Faustum* というかなり長い反駁書を書いたが、その中で、旧約聖書の神が命令したとされている戦争についても論じている⁽³⁶⁾。また、十九年後の *Quaestiones in Heptateuchum* の中でもこの問題について触れている⁽³⁷⁾。いずれの場合も、戦争の問題についての論述はその書の短い一部分

にすぎないが、われわれの問題にとってそこで言われることは無視できないものである。

前述のとおり、『神の国』はゴード人によるローマ掠奪との関係で書かれたものであるが、その中でアウグスティヌスは何回も、そして、さまざまな観点から、戦争の問題について論じている。

さて、戦争の問題に関するアウグスティヌスの主な文献は大体以上のとおりであるが、⁽³⁸⁾その中で述べられているアウグスティヌスの考えはいかなるものであろうか。

まず、アウグスティヌスがつねに心から平和を願っていたことは、疑えない事実である。かれは、異なった二つの次元において平和を考えており、次元の相違に応じてかれの評価も違ってくる。しかしいずれの場合もアウグスティヌスは、平和それ自体をよいものと考えている。完全な平和は、神の国の市民たちが究極的に求めるものであり、それが終末論的なものであることをアウグスティヌスは強調する。⁽³⁹⁾予言者たちによって約束された平和の完全な実現をかれは天国でのことと考えるが、地上においても二様の仕方で平和の実現が可能であると言っている。⁽⁴⁰⁾一つの仕方は、この世に旅人としての生活を送っている神の国の市民たちに固有のものであり、そのための一番重要な点は、神の意志に従って生きる、または、無条件的に永遠の法の要求に応える、ということである。真の平和と端的に言えるのは、そのようなときのことだけであるとアウグスティヌスは考えているが、かれはまた、単に世俗的な意味での平和についても語っており、そのような平和をも、疑いなく、よいものと考えている。すなわちアウグスティヌスによれば、「それは一般に太陽、雨、その他生活に不可欠なものと同様に、感謝を知らない者や悪人にも与えられる真の神の恵みである」⁽⁴¹⁾。また、かれはさらに、「地上の滅びゆくものにおいては、人がこれほど好意をもって耳にする言葉はなく、これほど熱心に欲求するものもなく、要するにこれほど善いものを見付けることはできない」⁽⁴²⁾と言う。この

世の国の市民たちはそれを求めており、この世の法律はそれに仕えるものであり、この世に旅している神の国の市民たちもそれを望んでいる。違いは、前者がそれだけにとどまろうとするのに対し、後者はさらに深い真実な平和を得るためにこの平和を利用する、ということである。⁽⁴³⁾

平和についてアウグスティヌスが論じたものの中にはとりわけ『神の国』の第十九巻の論述が有名であり、かれによる平和の定義とよく見なされる「すべてのものの平和は秩序の静けさである」という言葉がそこに見出される。引き続きアウグスティヌス自身が、この言葉の意味を説明し「秩序とは、等しいものと等しくないものとおのおのその場を配分する配置である」とする。⁽⁴⁵⁾かれの考えではそれは、自然物の自然本性についてさえも当てはまることであり、自然物がもっている諸要素の正しい秩序が保たれてはじめてその自然物は存在しうるのである。⁽⁴⁶⁾人間存在のそれぞれの次元についてもまた同様に言える。それぞれの次元において、善は必ず正しい秩序により、悪は正しい秩序の破壊によるのである。霊的生活のもっとも深い次元においては、神を無条件的に認め、いかなることをも神の意志に従わせるということに人間の善があり、この世の社会生活に関しては、自然的な善の正しい分配ということに人間社会の善がある。それはすなわち各人に各人相応のものが与えられており、だれも他人のものを奪うことのない世の中のことである。⁽⁴⁷⁾すべての人が必ず永遠の法に従っていれば、だれも他人に不正なことをしようとはしないだろうが、永遠の法に必ずしも従おうとしない人間の世界では、かれらが求めている地上の善に関する罰を与える法律も必要である。そしてそのような法律は、限界はあるにしても、一般的によいものである。

法律の限界としてアウグスティヌスは二つのことを指摘している。一つは、この世の法律は外に現われることがらだけに関わるのであって、心の中のことにまでは及ばないということであり、⁽⁴⁸⁾もう一つは、法律によって許されるすべてのことが倫理的に許されるとは限らないということであ

(49) 後者の一例としてかれは、法律上で許される正当防衛として、自分を守るために相手を殺すという場合を挙げている。かれの説明によると、そのような場合には法律は、もっと大きな悪すなわち罪のない人の死を避けるために、比較的に小さい悪すなわち悪人の死を許すのであるが、不正を受けた個人に相手を殺す義務を負わせているわけではない。したがって、自分を守るために相手を殺す人は、神の前には許されないことをしたことになる。というのも、人を殺してまでも生き長らえようとすることは許されないことだからである。⁽⁵¹⁾

このように考えるアウグスティヌスは、多量の流血を必然的に伴う戦争を好んだはずもなく、かえってあらゆる方法を尽して戦争を避けようとしなければならないと考えたはずである。実際にかれは、しばしばそのように述べているが、正当な戦争の可能性を全面的に否定しているわけではない。どうしてそうしなかったかはよく検討されなければならないことであるが、それに先立ち、誤解を避けるために、キリスト教徒の多くの著者と同じく、アウグスティヌスが二つの意味で戦いについて話していることに注意を促したい。

かれはしばしば、靈的生活の問題として、欲望や誘惑との戦いについて話す。そのような戦いも完全な平和を妨げるのであり、この戦いが必要であるような世の中は、まだ、予言者たちが約束したような完全な平和を安心して享受する世界ではない。ただ、地上に旅している者にとっては、このような戦いはかえって大きな善である。というのも、「永遠の平和の望みのある戦いは、まったく解放の考えられない捕われの身よりもよい」⁽⁵²⁾からである。言うまでもなく、これは極めて重大な問題であり、それについてアウグスティヌスの言うことは、よく傾聴すべきことである。しかしそれは明らかに、現在のわれわれの問題とは別なものである。もちろんこの場合においても、アウグスティヌスによれば、戦いはあくまで永遠の平和を得るためであって、それ自体として求められるようなものではない。

さて、武器を使って相手に勝とうとする戦いについてアウグスティヌスはどうか考えていたのだろうか。個人の自己防衛についてはかれは、上述のとおり、正当防衛の場合に相手を殺す許可を与える法律を認めながらも、相手を殺してよいとは考えていなかった。そしてそれは、この世の生は望みもしないのに失うことのありうるようなものであり、そのようなものを守るために他人を殺すのもいとわなないことは不当な執着だと考えていたからである⁽⁵³⁾。しかしそれは私人の場合についてであって、兵士に関しては別であるとアウグスティヌスは言っている。それは、法律上も両者の場合が違っているからでもある⁽⁵⁴⁾。私人には法律は、必要があれば自分を守るために相手を殺す許可を与えるだけであって、そうするように義務づけるのではない。だから、良心に従ってその許可を使わない人は、法律に背いたということにはならない。しかし兵士には法律は、単に許可を与えるだけではなく、必要なきに罪のない人を守るために不正な相手を殺す義務や、悪人の死刑を行う義務や、武器を使って国の敵と戦う義務を負わせており、それに従わない兵士は、法律に背いた者となる。

今日これらの義務は、はっきりと分担されているが、アウグスティヌスの時代には兵士は、同時に、警官でも死刑執行人でもあった。厳密に言えば、それぞれの場合に固有の問題があるが、『自由意志について』の中でアウグスティヌスはこの三つの場合をいっしょに考えており、それらのことを命令する法律の正当性について何の疑問ももっていなかった。むしろかれはそれが正しい法律であると考えて、私人の場合との違いを指摘し、その根拠を尋ねたのである。すなわちそれは、国民のために法律の命令に従って力を使う兵士は、不当に自分の生に執着しているのではないからである⁽⁵⁵⁾。兵士が自分の義務を果たして他人を殺しても殺人者でないことは、そのためである。

不正に攻められた人を守るために兵士がやむをえず相手を殺す場合についてアウグスティヌスはどこでも同じように考えているようであるが、死

刑については必ずしもそうではない。死刑に関するかれの発言を広く研究した人⁽⁵⁶⁾によれば、アウグスティヌスの論じ方は、一般的に、死刑がまだ執行されていない場合とすでに執行されている場合とでは違っていると指摘される。すなわちまだ執行されていない場合にはアウグスティヌスは必ず、死刑の執行をやめさせようとしており、そのために挙げてくる論拠はかれにとって無条件的妥当性のある形而上学的論証や神学的論証であるが、それと違って、死刑がすでに執行されている場合、かれはただ執行人たちの善意を弁護したり、神は悪からでも善を造り出すことができるということ、明らかにしたりするだけである、と言われる。

アウグスティヌスは、確かに、好戦的な人物では決してなかった。しかし、戦争を全面的に否定し、徹底的に反戦を主張するような人でもなかった。

人類の歴史を顧みてかれは、はっきりと多くの戦争を不正なものとしている。そして『神の国』の中で、ある海賊がアレクサンドロス大王に答えたと言われていた次の言葉を、引用しそれに賛成している。すなわち、「海を荒らすのはどういうつもりか」と尋ねたアレクサンドロスに対して海賊は、「陛下が全世界を荒らすのと同じです。ただ、私は小さい舟でするので盗賊とよばれ、陛下は大艦隊でなさるので、皇帝とよばれるだけです」、と答えたそうである。具体的にアウグスティヌスは、名誉欲や虚栄心によるすべての戦争と、国土を拡大するための戦争とを不正なものと考えており、ローマの歴史にそのような戦争が沢山あったことを認めている。だから、かれはキケロと違って、自国人であれ他国人であれとにかく人間の流血によってしか拡大されないような帝国というものについて、深い疑問を抱かざるをえなかった⁽⁵⁷⁾のである。

一般的に戦争がもたらす悲惨についてアウグスティヌスは多くのことを知っていた⁽⁵⁸⁾。それはしかし、最近に始まった問題ではなく、遠い過去の幾多の戦争の場合にも同じように起こったことであり、すでにローマの歴史

家たちもそれについての多くの証言を残していた。そこでアウグスティヌスは、何が無条件的に非難されなければならないかと問い、次のように答えている。「好んで害を与えようとする事、残酷に罰すること、無慈悲なことや容赦のないこと、粗暴に逆らうこと、支配を不当に欲望すること、これらのことやこれらに類したことが、戦争について正当にも非難されることである⁽⁶¹⁾」、と。よく考えてみれば、かれが無条件的に非難されるべきものとして挙げているすべてのことがらは、人間の被る悪ではなく、人間の働く悪であり、しかも、まさに人間の心に由来するものとしての悪である。同じコンテキストの中でかれは、別の表現で「弱者であるわれわれ人間が恐れたりこわがったりするものの中には不正のみが正当に非とされるのであり、その他のものは、自分たちの本性から不可避免的に生じてくるものであるか、それとも、自らの犯した罪の罰である⁽⁶²⁾」と言っている。要するに、アウグスティヌスは罪悪を無条件的に非とするが、損害として被る悪は、絶対にあってはならないものとは考えていない。だからこそかれは、正当な戦争とそうでない戦争との区別を認めることができたのである⁽⁶³⁾。

アウグスティヌスの考えでは正当な戦争というものが確かにあり、旧約聖書の中で述べられるいくつかの戦争がそうで、さらにローマ帝国の行った戦争の中にもそのようなものがあつたとされる。しかし、たとえそれが正当な戦争であるとしても、また、いかなるよい結果をもたらすものであるとしても、善良な人々にとって戦争は必ず好ましくないものであり、悲しい必然性によってやむをえず行われるにすぎないものである⁽⁶⁴⁾。戦争の悲惨さを心を痛めることなしに耐えたり考えたりする者は、人間らしい感覚さえも失ってしまったもっともみじめな者なのである⁽⁶⁵⁾。

ところで、やむをえず戦争を行うための正当な理由とはいったい何であろうか。アウグスティヌスはこの点に幾度か触れているが、この問題を主題的に広く検討しようとはしなかった。神から命じられた戦争については

かれは、疑問の余地のないこととしてその正当性を主張する。何がだれに相応しいかを完全に知っている神は、そのような戦争によって、罰に値する者たちを罰するの⁽⁶⁶⁾のだとして、アウグスティヌスは、それでファウストゥスの批判に答えたと考えている。その他にかれは、正当な戦争を定義するためによく使われるものとして「不正を罰する戦争⁽⁶⁷⁾」という言葉を一般的に挙げており、また、キケロによれば優れた国家は忠義か生存のためにしか戦争を行わないと述べている。⁽⁶⁸⁾『民数記』で述べられる一つの具体的な場合に関してアウグスティヌスは、その場合の戦争を正当化する理由として、相手国が国際関係の基本的なきまりを守らなかった⁽⁶⁹⁾という事実を挙げているが、果たしてそれが十分な理由でありえたかどうかは、かれ自身が引き続いて述べていることから疑わしい。とにかくアウグスティヌスは、自ら進んでそうした正当な理由の問題を十分に検討しようとしたとは言えないようである。かれは、ただ、正当な戦争とそうでない戦争との区別を認め、善良な人の参加を前者の場合に限り、しかも、善良な人はやむをえないこととしてしかそれに参加しないだろう⁽⁷⁰⁾とはっきり主張しただけである。

さらに、かれは、戦争に正義の勝利が必ずしも保障されていないことをよく知っていた。⁽⁷¹⁾言うまでもなく、戦争の結果も、万物をおさめる神の支配下にあるが、アウグスティヌスが言うように、それは必ずしも正しい側の勝利を意味しない。というのも、神はこの世の支配を正しい者にも不正な者にも与えるからである。⁽⁷²⁾そして、サグントの場合に明らかなように、キケロの挙げた「忠義か生存」という二つの正当な理由が対立してしまうこともあり、サグントのように忠義を守るために亡びてしまうという悲劇が人間の世界には起こりうる。⁽⁷³⁾

早くからアウグスティヌスは、『自由意志について』の中で、望むことなしに失いうるすべてのものを徹底的に相対化したが、それは必然的に、戦争がもたらすあらゆる悲惨さの相対化をも、また、不正な者の勝利やそ

の不正な支配による種々の苦しみの相対化をも意味する。実際、アウグスティヌスは繰り返しそのように述べており、そうすることによってかれは、よい人にも悪い人にも同じように与えられるような善悪⁽⁷⁴⁾についての説明を、戦争の場合に当てはめているにすぎない。周知のとおり、アウグスティヌスによれば、無条件的に求めなければならない善は、善い人だけに見出され、われわれを本当によい人間にするような善だけである。他方、無条件的に退けなければならない悪は、悪い人に固有のものであって、われわれを悪い人間にする罪悪だけである。他の種類の悪は、何らかの程度で人間本性には付き物であって、ある場合には自らの犯した罪の結果として、ある場合には何の罪もなく、甘んじて受けなければならないものなのである。⁽⁷⁵⁾そして、アウグスティヌスの考えでは、それを妨げないことによって神はわれわれに非常に大切なことを教えようとしているのである。まず、この世のよいものについては、われわれはそのようなものを神から求めなければならないと、また、必要とあらば、神のためにそのような善を軽視しなければならないということを教えようとしており、この世の辛いことに関しては、また、そのようなことが神から命じられうるのであり、神のためにわれわれはそのようなことを忍ばなければならないということをも⁽⁷⁶⁾同じように教えようとしている。

これは、普遍的に妥当する一般論であるが、アウグスティヌスは、人類を教育する神のやり方に発展性を見出している。すなわち、旧約時代の王たちが戦争をしたのは、戦争の勝利も神の意志によることが明らかに示されるためであり、新約時代の使徒たちや殉教者たちが無抵抗に殺されたのは、真理を守るために殺されることがかえって格別に優れた勝利であることをわれわれに教えるためであった、⁽⁷⁷⁾と言う。しかしその際アウグスティヌスは、ものごとを極端に単純化するのを避けて、旧約時代の予言者たちも真理のために死ぬのを惜しまなかったことと、新約時代に、王たちが真の神を認めるようになってからは、キリスト教徒の皇帝たちが不敬な敵に

対して勝利を得たこととを付け加えている。⁽⁷⁸⁾

この付加は、キリスト教がローマ帝国公認の宗教となったことにより大きな変化が起こり、世の中が、ある意味では、旧約時代のそれに似たものとなったと、アウグスティヌスが考えていたことを示す。要するに、コンスタンティヌス一世がキリスト教の信仰を公認したときから、旧約時代のイスラエルの民がそうであったように、キリスト者の宗教的共同体はローマの政治的共同体と結ばれるにいたったのである。この変化は、さまざまな仕方でアウグスティヌスの語り方に影響を及ぼしている。それ以前の世界について語る場合、かれは、信仰のために死ぬことこそ優れた勝利であること、それによって教会の存続が危険にさらされるどころか、信者の数が増えたことを強調するが、⁽⁷⁹⁾自分の時代に関してはむしろ、帝国を守るための戦いを、そのまま、教会を守るための戦いと見ながちである。⁽⁸⁰⁾もちろん、そのように考えるための根拠は全然なかったわけではない。というのも当時帝国を攻撃していた野蛮人たちは異端者であって、しばしばカトリック教会の信者たちをはげしく迫害したからでもあり、また、前述のとおり、キリスト教が公認されたことにローマ帝国の破壊の原因を見る異教徒もあったからである。

この批判に対してアウグスティヌスは、歴史の側からも教義の側からも答えている。まず、歴史の問題としてかれは、それ以前の時代においても類似した問題が起こったという事実を指摘し、それが必ずしも教説の短所によるのではなく、むしろ人間の欠点により、しかもしばしば皇帝たち自身の欠点によるよりも、皇帝たちが使わざるをえない者たちの欠点によることを忘れないように促す。⁽⁸¹⁾そして特に、サルスティウスをはじめ異教徒の歴史家たちからの引用に基づいて、ローマの衰微がキリスト教以前にすでに始まっていたことを示している。⁽⁸²⁾

さらに重大な問題は、キリスト教の教義それ自体についての批判であったが、この点についてもアウグスティヌスは広く論じている。まず、キリ

スト教の教える柔和さと赦免の精神を国に有害なものとしキリスト教を批判する人々に対して、アウグスティヌスは、異教徒たちもこれらの徳の価値を認めざるをえなかったことを、かれら自身の言葉によって証明している。⁽⁸³⁾ さらに進んでかれは、イエズスとパウロが何を本当に教えているのかを説明して、必ずしもそれはいかなる場合も行わなければならない外的なことではなく、つねにもっていなければならない心のあり方であることを明らかにする。⁽⁸⁴⁾ しかしそれでは、そうすることによってアウグスティヌスは、キリスト教の要求を不当に最小限にとどめ、容易に力行使するような道を開いたのではないだろうか。このように考える人々がいるが、それらの疑問に対しては、前述した、自己防衛についてのアウグスティヌスの考えを想起することができる。相手を殺すよりも殺されることを選ばなければならないと言う人は、厳しい要求を簡単に最小限にとどめようとするような人間ではない。そのほかにもアウグスティヌスは、自分の主張する解釈の根拠を説明している。まず、この解釈の妥当性は、イエズスとパウロについて新約聖書が述べていること⁽⁸⁶⁾ から明らかである。さらにアウグスティヌスは、一般論として、間違った柔和さが実は無情にほかならないことを示す。⁽⁸⁷⁾ 結局かれの結論は、心の持ち方としては原則的には相手に対して抵抗しないことにするが、具体的に何をすべきかを決める際には他人の善を考慮しなければならないということである。⁽⁸⁸⁾

アウグスティヌスは、正当にも、偽りのない愛と必要な厳しさとが決して相容れないものではなく両立しうることを、例を挙げて、説明している。⁽⁸⁹⁾ けれども、この両立の可能性には限界があるのではないかという疑問もありうるが、それに関してはアウグスティヌスははっきりした解答を与えていない。確かに厳しさは必ずしも愛に反するものではなく、むしろしばしば本当の愛のために必要なものである。しかし、愛を否定してしまうような厳しさがあることも確かであり、相手を殺す厳しさは、必然的に、相手への愛を否定することになるだろう。アウグスティヌスは、この問題をはっ

きりとは論じておらず、マルケリヌス宛ての手紙の中で、ただ、非現実の仮定法を用いて、「もしそれが仮りに可能であるとすれば、善良な人々は、戦争さえも情深く遂行することになるだろう⁽⁹⁰⁾」と言っているにすぎない。言うまでもなくこの問題は、司令する者が悪いときにも、その司令を受けて戦う兵士たちは必ずしも悪いとは限らないと考える人にとっては、なおさら重要な問題であり、アウグスティヌスは明瞭にそのような可能性を認めている⁽⁹¹⁾。

それはともかくとして、アウグスティヌスは、聖書の中で戦争をする者が聖者と見なされる場合があることと、どうすればよいかと尋ねた兵士たちに洗礼者ヨハネが「兵士であることをやめなさい」とは答えなかったこととが、軍職自体が必ずしも悪くないことを示している、と考えていた⁽⁹²⁾。だからかれは、キリスト者にも兵士になることが許されていると断言し、愛の掟に従って自分の務めを果すのであれば、軍人も神に喜ばれる生活を送ることができる⁽⁹⁴⁾と言っている。さらにかれは次のように説明していく。おのおの者に与えられた賜物は別であり、体の力も神からの賜物である。いっさいの世間的なものをすてて、神だけに従って生きるように召された人々は、目に見えない敵と戦い、軍人たちのために祈るのであり、一方、軍人たちは、そうした人々のために目に見える敵に対して戦うのである。それは、おのおのに与えられた賜物を相応しく使うことである⁽⁹⁵⁾。もちろん、力をもっている人は、それを悪用する誘惑にさらされていて、この誘惑に負けることもありうるが、そうなったときの責任はあくまで本人の問題であって、職自体の問題ではない。「なぜなら、善を行うことを妨げる⁽⁹⁶⁾のは、軍職ではなく、悪意だからである」。

こうしてアウグスティヌスは、軍職をキリスト信者に許されたものと見なしていたが、かれは言うまでもなく軍国主義者ではなく、「剣で人を殺すよりも、言論によって戦争それ自体をなくすることの方が、また、戦争によってではなく、平和によって平和を獲得し固持することの方が、いっ

そうたたえられるべきことである」⁽⁹⁷⁾と考えていたのである。この言葉は、アウグスティヌスがダリウスに宛てて書いた書簡の中の有名な一節である。それに劣らずアウグスティヌスの理想をよく示すものとして『神の国』の第五巻の第24章を挙げることができる。その中でかれは、なぜキリスト教徒の皇帝のある者を幸福と呼ぶかを説明して、その理由は、「かれらが長い間帝位にあたり、(…)国家の敵を平げたり、あるいは、自分に敵意をもって手向う市民を警戒して屈服させることができたからではない」⁽⁹⁸⁾。本当にわれわれが幸福と呼ぶのは、「正しい統治した者、(…)思いあがらない者、(…)性急に罰さずすみやかに赦す者、同じ罰するにしても、敵意と憎悪を満足させるためにではなく、国家を治め守る必要から罰する者、(…)どの諸族をも支配することよりも、邪悪な欲望を支配しようとし、しかもそのことを、空虚な榮譽を熱望することによってではなく、永遠の幸福を愛することによってなす者」⁽⁹⁹⁾のことであるとする。これは、軍国主義者の考えるような支配者像とは根本的に違っており、アウグスティヌスの真心からの念願がよく表われている言葉である。しかし、それにもかかわらずかれは、上述の諸理由で戦争を全面的に否定することはなかった。

アウグスティヌスは、当時のローマ帝国と蛮族との戦いの終局を見ることができなかったが、われわれはそれがいかに終わったかを知っており、アウグスティヌスの時代の悲劇をもっとも長い歴史の流れの中で見ることができる。当時の戦いによってローマ帝国は滅ぼされてしまったが、教会は滅ぼされることなく、かえって、戦争の勝利者たる野蛮人たちのほうがやがてカトリック教会に帰依することになる。こうして新しい時代が始まるわけであるが、この新しい時代にはそれなりの新しい可能性と新しい問題が伴い、ローマ帝国が勝ったほうがよかっただろうとは必ずしも言えない。当時の世界は、無条件的にその存続を望まなければならないようなものではなかったし、極めて困難な状況の中からも別のよいものが実現さ

れることは、それ以後の歴史が明らかに示すところである。こうして破壊された古代世界の中から中世の世界が生まれてくることになる。

この新しい世界の思想に対してもアウグスティヌスは、一般的に言って、極めて強い影響を及ぼしており、戦争論についてもそうであるが、しかしそれはこの小論の枠を越える問題である。

注

- (1) この小論は、1984年度の中世哲学会大会の公開講演「中世思想における戦争論」のアウグスティヌスに関する部分を基に改稿したものである。
- (2) グラティアヌスについては、カマルドル会の修道士であったことと、この法令集を編纂したこと以外には何も知られていないと言ってよいが、後世に対するこの法令集の影響は極めて大きい。この法令集は、問題別にできるだけ多くの教父文書や公会議決議や教皇令を集めており、3部からなるものである。戦争の問題が論じられている第2部は、さらに、*causae* と *quaestiones* と *canones* に分かれている。各 *causa* は、解決しなければならない一つの法律案件であり、戦争に関する第23番目は、Migne版で100欄に亘るかなり長いものである。
- (3) トマス・アクィナスははじめて戦争を神学の問題として論じたが、かれに従って広い正戦論を展開したのは Francisco de Vitoria である。16世紀の新スコラの大神学者 Báñez, Soto, Molina, Suárez, Bellarmino 等も広くこの問題を論じている。一般的にかれらは、不正な戦争をやめさせ、戦争の悲惨さをできるだけ減少させようとしたが、最近、もっと徹底した戦争批判を唱える人々が日増しに増えている。
- (4) cf. *Mt.* 4, 1-11; 5, 9. 38-44; *Lc.* 4, 1-13; 6, 27-35; ……
- (5) cf. *Lc.* 23, 34; *Act.* 7, 60.
- (6) cf. *Lc.* 3, 14.
- (7) cf. *Mt.* 8, 10; *Lc.* 7, 9.
- (8) *Act.* 11, 1-18.
- (9) L. Ferrero によれば、*De officiis* は “il punto di arrivo ed il legato della produzione filosofica (di Cicerone)” (*Opere politiche e filosofiche di M. Tullio Cicerone*, Torino 1974, p. 34)であり、M. Testard によれば、この著作はまさに “l'héritage moral du monde antique” (Cicéron, *Les devoirs*, I, “Les Belles Lettres”, Paris 1965, p. 51) である。
- (10) “Nam cum sint duo genera decertandi, unum per disceptationem, alterum

per vim, cumque illud proprium sit hominis, hoc beluarum, confugiendum est ad posterius, si uti non licet superiore” (*De officiis* I, 11, 34)。こうしてキケロは、力による戦いを非人間的なものとして批判しているが、それでも論争の不可能なときにはそれを許している。もちろん目的はあくまで “ut sine iniuria in pace vivatur” (35) であると言う。

- (11) “Equidem ad pacem hortari non desino: quae vel iniusta utilior est quam iustissimum bellum cum civibus” (*Att.* 7, 14, 3. “Les Belles Lettres”).
- (12) たとえば、田中秀央・落合太郎編著、『ギリシア・ラテン語引用語辞典』(岩波書店, 1952), p. 554。
- (13) cf. *De officiis*, I, 12.
- (14) *op. cit.* I, 11, 34–13, 41.
- (15) “Illa iniusta bella sunt, quae sunt sine causa suscepta” (*De republica*, III, 23, 35. *Opere*……, p. 328).
- (16) “Nullum bellum suscipi a civitate optima nisi aut pro fide aut pro salute” (*op. cit.*, III, 23, 34 ; p. 326).
- (17) “Nam extra ulciscendi aut propulsandorum hostium causam bellum geri iustum nullum potest” (*op. cit.*, III, 23, 35; p. 328).
- (18) “Nullum bellum iustum habetur nisi denuntiatum, nisi dictum, nisi de repetitis rebus” (*ibid.*).
- (19) L. Visconti, *Il primo trattato di filosofia morale cristiana (il “De officiis” di S. Ambrogio e di Cicerone (cf. Opere politiche …, I, p. 49, n. 115).*
- (20) “Siquidem et fortitudo quae vel in bello tuetur a barbaris patriam, vel domi defendit infirmos, vel a latronibus socios, plenasit iustitiae” (*De officiis ministrorum*, I, 27, 129. PL. 16, 61. cf. etiam *Decretum Gratiani*, P. II, C. 23, q. 3, c. 5).
- (21) “Qui enim non repellit a socio iniuriam, si potest, tam est in vitio, quam ille qui facit” (*op. cit.*, I 36, 178. PL. 16, 75. *Decretum Gratiani, ibid.* c. 7).
- (22) cf. supra n. 20.
- (23) “Sed bellicarum rerum studium a nostro officio iam alienum videtur, quia animi magis quam corporis officio intendimus: nec ad arma iam spectat usus noster, sed ad pacis negotia. Maiores autem nostri, ut Jesus Nave, Hierobaal, Samson, David summam rebus quoque bellicis retulere gloriam” (*De officiis ministrorum*, I, 35, 175, PL 16, 74–75. cf. etiam *ibid.* 36, 180 ss. PL. 16, 76, ss.).
- (24) “Habes fortitudinem bellicam, in qua non mediocris honesti ac decori

- forma est: quod mortem servituti praeferat ac turpitudini. Quid autem de
 . martyrum dicam passionibus?” (*op. cit.*, I, 41, 201, PL. 16, 83).
- (25) アンブロシウスは397年になくなり、ローマが略奪されたのは410年であった。
- (26) アウグスティヌスの晩年を苦しめた戦争については、*Vita Sancti Augustini scripta a Possidio*, cap. 28-30参照。
- (27) cf. *De civ. Dei*, II 2.
- (28) *Ep.* 138 III 16-17; II 9-15.
- (29) *De libero arbitrio* は、神が悪の原因であるかどうかについて論じるアウグスティヌスと、エポディオスの対話であり、388年にローマで始まり、タガステで続けられ、395年ヒッポで終る。ただし最後の部分はもはや対話の形式をとっていない。
- (30) “Duobus enim modis appellare solemus malum: uno, cum male quemque fecisse dicimus; alio, cum mali aliquid esse perpessum” (*De libero arbitrio*, I, 1, 1).
- (31) *op. cit.*, I, 3, 6.
- (32) *op. cit.*, I, 4, 9.
- (33) *op. cit.*, I, 5, 13 ss.; I, 15, 31 ss.
- (34) 戦争の問題のために重要な手紙は次のとおりである：*Ep.* 138 (Ad Marcellinum, a. 412), *Ep.* 185 (Ad Bonifacium, a. 417), *Ep.* 189 (id., a. 418), *Ep.* 220 (id., a. 427), *Ep.* 229 (Ad Darium, a. 429)。
- (35) それは、同一人物に宛てられた手紙の間にも起こることであり、具体的には、ポニファティウス宛ての最初の二通と最後の一通の間には大きな相違が見受けられる。
- (36) *Contra Faustum*, XII, 74-79.
- (37) *Quaestiones in Heptateuchum*, IV, 44; V, 10.
- (38) それらには、兵士たちが自分たちの権力を悪用した場合に関する大切な指摘を含む *Sermo* 302 を付加してよいだろう。
- (39) cf. *De civ. Dei*, XVII, 13; XIX, 27; XX, 1-2.
- (40) *op. cit.*, XIV, 1. 4.
- (41) “Magnum beneficium est pax: sed Dei veri beneficium est, plerumque etiam sicut sol, sicut pluvia vitaeque alia subsidia, super ingratos et nequam” (*De civ. Dei*, III, 9).
- (42) “Tantum est enim pacis bonum, ut etiam in rebus terrenis atque mortalibus nihil gratius soleat audiri, nihil desiderabilius concupisci, nihil postremo

possit melius inveniri” (*De civ. Dei*, XIX, 11).

- (43) *op. cit.*, XV, 4; XVIII, 2, 1; XIX, 7; 12, 14, 17, 26, …
- (44) “Pax omnium rerum, tranquillitas ordinis” (*De civ. Dei*, XIX, 13, 1).
- (45) “Ordo est parium dispariumque rerum sua cuique loca tribuens dispositio” (ibid.).
- (46) cf. *De civ. Dei*, XIX 12, 3.
- (47) cf. *De lib. arb.* I 11-14. 32.
- (48) *op. cit.*, I 32.
- (49) *op. cit.*, I 13.
- (50) *op. cit.*, I 12.
- (51) *op. cit.*, I 13.
- (52) “Melius configitur quippe cum vitiis, quam cum sine ulla confictione dominantur. Melius est, inquam, bellum cum spe aeternae pacis, quam sine ulla liberationis cogitatione captivitas” (*De civ. Dei* XXI 15).
- (53) cf. *De lib. arb.*, I 13.
- (54) *op. cit.*, I 11-12.
- (55) *op. cit.*, I 12.
- (56) cf. Niceto Blázquez Fernández, *La pena de muerte según S. Agustín*. Ediciones Augustinus Revista, Madrid 1977, pp. 207-210.
- (57) *De civ. Dei* IV 4 (Cicero, *De republica* III 14, 24).
- (58) *De civ. Dei* IV 14.
- (59) *op. cit.* III 10, IV 3, V 17, XIX 7.
- (60) *op. cit.* I 4-5; *Vita Sancti Augustini a Possidio scripta*, c. 28.
- (61) “Nocendi cupiditas, ulciscendi crudelitas, impacatus atque implacabilis animus, feritas rebellandi, libido dominandi, et si qua similia, haec sunt quae in bellis iure culpantur” (*Contra Faustum* c. 74).
- (62) “Ac per hoc in omnibus quae humana infirmitas horret aut timet, sola iniquitas iure damnatur: caetera sunt vel tributa naturarum, vel merita culparum” (*op. cit.*, c. 78).
- (63) *Quaestiones in Heptateuchum*, VI 10.
- (64) *De civ. Dei* IV 15.
- (65) “Haec itaque mala tam magna, tam horrenda, tam saeva, quisquis cum dolore considerat, miseriam fateatur. Quisquis autem vel patitur ea sine animi dolore, vel cogitat, multo utique miserius ideo se putat beatum, quia et humanum perdidit sensum” (*op. cit.*, XIX 7).

- (66) *Quaest. in Heptateuchum* VI 10; *De civ. Dei* XVI 43, 2.
- (67) “Iusta autem bella definiri solent quae ulciscuntur iniurias” (*Quaest. in Heptateuchum* VI 10).
- (68) “Scio in libro Ciceronis tertio, ni fallor, de Republica, disputari, nullum bellum suscipi a civitate optima, nisi aut pro fide, aut pro salute” (*De civ. Dei* XXII 6, 2).
- (69) “Notandum sane est quemadmodum iusta bella gerebantur. **Innoxius enim** transitus negabatur qui iure humanae societatis aequissimo patere **debebat**” (*Quaest. in Heptateuchum* IV 44).
- (70) *De civ. Dei* IV 14–15; XIX 7.
- (71) *op. cit.*, XIX 15.
- (72) *op. cit.*, V 21.
- (73) *op. cit.*, XXII 6, 2.
- (74) *op. cit.*, XX 2. なおこれについて拙著『悪の形而上学』（創文社），96–98 頁参照。
- (75) *Contra Faustum* 78.
- (76) “Servierint dispensatores Veteris Testamenti, iidemque praenuntiatores Novi Testamenti, peccatores occidendo; servierint dispensatores Novi Testamenti, iidemque expositores Veteris Testamenti, a peccatoribus moriendo: Deo tamen uni utrique servierunt, per diversa et congrua tempora docenti bona temporalia et a se petenda et propter se contemnenda, molestias temporales et a se posse imperari et propter se debere tolerari” (*op. cit.* 79).
- (77) “Illi reges bella gesserunt, ut tales quoque victorias appareret Dei voluntate praestari: isti non resistendo interfecti sunt, ut potioem docerent victoriam pro fide veritatis occidi” (*op. cit.* 76).
- (78) “Quamquam et illic Prophetae noverant mori pro veritate, sicut ipse Dominus dicit, *A sanguine Abel usque ad sanguinem Zachariae* (*Matth.* XXIII, 35): et hic postquam coepit impleri, quod sub figura Salomonis (qui latine interpretatur Pacificus) de Domino Christo (ipse est enim pax nostra (*Ephes.* II, 14) in Psalmo prophetatum est, *Et adorabunt eum* omnes reges terrae, omnes gentes servient illi (*Psal.* LXXI, 11); christiani quoque imperatores plenam gerentes fiduciam pietatis in Christo, de inimicis sacrilegis, qui spem suam in sacramentis dolorum daemonumque posuerant, gloriosissimam victoriam perceperunt; cum apertissimis notissimisque documentis, de

quibus nonnulli iam scriptum memoriae commendarunt, illos fallerent vaticinia daemoniorum, hos firmarent praedicta sanctorum”(ibid.).

- (79) “Neque tunc civitas Christi, quamvis adhuc peregrinaretur in terris, et haberet tamen magnorum agmina populorum, adversus impios persecutores suos pro temporali salute pugnavit; sed potius ut obtineret aeternam, non repugnavit. Ligabantur, includebantur, caedebantur, torquebantur, urebantur, laniabantur, turcidabantur, et multiplicabantur. Non erat eis pro salute pugnare, nisi salutem pro Salvatore contemnere” (*De civ. Dei* XXII 6, 1).
- (80) cf. *Ep.* 320, 3.
- (81) “Nam si apertius certe de praeteritis imperatoribus aliqua commemorarent, possem similia vel fortasse etiam graviora de imperatoribus non christianis et ego commemorare, ut intelligerent, vel hominum haec esse vitia, non doctrinae; vel non imperatorum, sed aliorum sine quibus imperatores agere nihil possunt” (*Ep.* 138, III, 16).
- (82) *ibid.*
- (83) *Ep.* 138, II, 9.
- (84) *Ep.* 138, II, 13.
- (85) cf. *supra* 注51および53。
- (86) *Ep.* 138, II, 13.
- (87) “Molestus est enim et medicus furenti phrenetico, et pater indisciplinato filio: ille ligando, iste caedendo; sed ambo diligendo. Si autem illos negligant, et perire permittant, ista potius mansuetudo falsa crudelis est” (*Ep.* 185, II, 7).
- (88) *Ep.* 138, II, 13-34; *Ep.* 47, 5.
- (89) *Ep.* 220, 8; *Ep.* 138, II, 14.
- (90) “Misericorditer enim, si fieri posset, etiam bella gererentur a bonis, ut licentiosis cupiditatibus domitis haec vitia perderentur, quae iusto imperio vel extirpari vel premi debuerunt” (*Ep.* 138, II, 14).
- (91) *Contra Faustum* 75.
- (92) *Ep.* 189, 4; cf. Francisco de Vitoria, *De iure belli*: “Quia in moralibus potissimum argumentum est ab auctoritate et exemplis sanctorum et bonorum virorum” (B. A. C., p. 818). このように説明するビトリアは、アウグスティヌスやその他の多くの著者たちが暗黙のうちに前提としていた原理を明瞭に告白している。それは一般的には正しい原理であるが、限界のあるものでもあり、正しい人間の歴史上の制約を忘れてはならないであろう。

- (93) “Noli existimare neminem Deo placere posse, qui in armis bellicis militat” (*Ep.* 189, 4). cf. Francisco de Vitoria: “Tertio. In lege naturae hoc licuit ut patet de Abraham qui pugnavit contra quatuor reges Gen. 14, 14. Item in lege scripta, ut patet de David et Machabaeis. Sed lex evangelica nihil interdicit quod iure naturali licitum sit, ut sanctus Thomas eleganter tradit 1. 2 q. 107 a. ultimo. Unde et dicitur lex libertatis, Iac. 1 et 2. Ergo quod licebat in lege naturae et scripta non minus licet in lege evangelica” (*op. cit.*, p. 817). この場合においてもビトリアは、アウグスティヌスの使っていたもう一つの原理を明らかに示している。もちろんこの原理の妥当性は、本当に iure naturali licitum であるようなことがらだけに限られる。そしてそれについての認識には発展性がありうる。
- (94) *Ep.* 189, 2-3.
- (95) *Ep.* 189, 5-6.
- (96) “Nec volumus talia fieri a militibus, quibus pauperes opprimuntur: volumus et ipsos audire Evangelium. Non enim benefacere prohibet militia, sed malitia. Venientes autem milites ad baptismum Ioannis, dixerunt: *Et quid nos faciemus?* Ait illis Ioannes: *Neminem concusseritis, nulli calumniam feceritis; sufficiat vobis stipendium vestrum.* Et vere, fratres, si tales essent milites, felix esset ipsa respublica” (*Sermo* 302, 15).
- (97) “...sed maioris est gloriae, ipsa bella verbo occidere, quam homines ferro: et acquirere vel obtinere pacem pace, non bello. Nam et hi qui pugnant, si boni sunt, procul dubio pacem, sed tamen per sanguinem quaerunt; tu autem ne cuiusquam sanguis quaereretur, es missus: est itaque aliis illa necessitas, tibi ista felicitas” (*Ep.* 229, 2).
- (98) “Neque enim nos christianos quosdam imperatores ideo felices dicimus, quia vel diutius imperarunt, vel imperantes filios morte placida reliquerunt, vel hostes reipublicae domuerunt, vel inimicos cives adversus se insurgentes et cavere et opprimere potuerunt” (*De civ. Dei* V 24).
- (99) “Sed felices eos dicimus, si iuste imperant, si inter linguas sublimiter honorantium et obsequia nimis humiliter salutantium non extolluntur, sed se homines esse meminerunt; si suam potestatem ad Dei cultum maxime dilatandum maiestati eius famulam faciunt; si Deum timent, diligunt, colunt; si plus amant illud regnum, ubi non timent habere consortes; si tardius vindicant, facile ignoscunt; si eandem vindictam pro necessitate regendae tuendaeque reipublicae, non pro saturandis inimiciarum odiis exserunt; si

eamdem veniam non ad impunitatem iniquitatis, sed ad spem correctionis indulgent; si, quod aspere coguntur plerumque decernere, misericordiae lenitate et beneficiorum largitate compensant; si luxuria tanto eis est castigatior, quanto posset esse liberior; si malunt cupiditatibus pravis, quam quibuslibet gentibus imperare: et si haec omnia faciunt, non propter ardorem inanis gloriae, sed propter charitatem felicitatis aeternae: si pro suis peccatis, humilitatis et miserationis et orationis sacrificium Deo suo vero immolare non negligunt. Tales christianos imperatores dicimus esse felices interim spe, postea re ipsa futuros, cum id, quod exspectamus, advenerit” (*ibid.*).